

具体的取組評価結果に対する意見書について

1 行政経営改革プランの取組内容の確認方法

資料6「具体的取組評価結果票（令和4年度分）」をご確認ください。

具体的取組評価結果票について、各取組み（全32件）について、取組概要、改革工程、実施内容、取組担当課の評価をご確認ください。

2 意見書について

各委員の方は、委員の経験、知識等から取組内容や担当課の評価について、幅広くご意見を賜りますようお願いいたします。

ご意見については、『具体的取組評価結果意見書（令和4年度分）』（以下、「意見書」という。）にご記入いただき書面にてご提出ください。

- (1) すべての取組み（32件）について、ご意見の有無を確認させていただきます。「ご意見」欄にチェックをしてください。
- (2) ご意見がある取組については、「意見記入欄」に取組Noを記入し、意見をご記入ください。
- (3) ご意見をいただくにあたり、次の点を参考にしてください。
 - 進捗度、目標指標評価、総合評価について
 - ・目標値に対する目標指標評価が適しているか。
 - ・進捗度、目標指標評価、実施内容を含め総合評価が適しているか。
 - 実施内容について
 - ・目的、目標指標の達成に向けた実施内容が適しているか。
 - ・実施内容に対するご意見、アドバイスなど。

3 意見書の提出について

ご記入いただいた「意見書」は、書面またはメール等で期日までに行政課へご提出ください。

【提出締め切り】

令和5年8月9日（水）まで

4 意見書に対する回答について

ご提出いただいた意見を行政課から取組担当課に伝えます。

取組担当課は、審議会の委員からの意見を令和5年度取組み中の事業への反映を検討します。また、令和6年度に取組む事業の予算要求への反映について検討を行います。

次回の審議会（8月23日）にて、ご意見のあった取組みについて説明をします。